

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	障害児施設措置・給付	事業開始年度	昭和23年	作成責任者		
担当部局庁	社会・援護局 障害保健福祉部	担当課室	障害福祉課 地域移行・障害児支援室	鈴木 建一		
会計区分	一般会計	上位政策	障害者の自立支援等に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	児童福祉法第53条	関係する計画、通知等	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について 等 (厚生労働事務次官通知 H19.12.18 厚生労働省発障第1218002号)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	知的障害児施設等の障害児施設において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、もって、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	障害児施設に入所した児童の保護育成に要する経費を支弁するもの。 補助率: 1/2					
実施状況	平成21年度交付決定実績 交付先 : 67(都道府県47件、指定都市18件、児童相談所設置市2件)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	65,998	64,165	66,067	71,025	72,400
	執行額	63,923	65,009	66,067		
	執行率	96.9%	101.3%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	127,846	130,018	132,134		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 事業終了後に提出される事業実績報告書により実施状況を確認している。				
	見直しの余地	当該費用は児童福祉法に定められた最低基準等を維持するための費用であるため、引き続き計上が必要である。				
予算・監視の効率化	児童福祉法に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。					
補記						

厚生労働省 65,009百万円

[障害児施設の入所に要する費用について支弁]



【補助】

A 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(67)
65,009百万円

(内訳) 上位10者

東京都	4,265百万円
北海道	3,023百万円
大阪府	2,496百万円
兵庫県	1,922百万円
埼玉県	1,860百万円
熊本県	1,791百万円
福岡県	1,690百万円
愛知県	1,556百万円
千葉県	1,535百万円
岡山県	1,503百万円

[障害児施設の入所に要する費用を支出]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A 東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	職員人件費、施設の維持管理費	3,251			
事業費	入所児童の日常生活費	1,014			
計		4,265	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0